

令和7年
10
月号

加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ 北海道支部 からの

お知らせ

職場の皆さままで
回覧をお願いします。



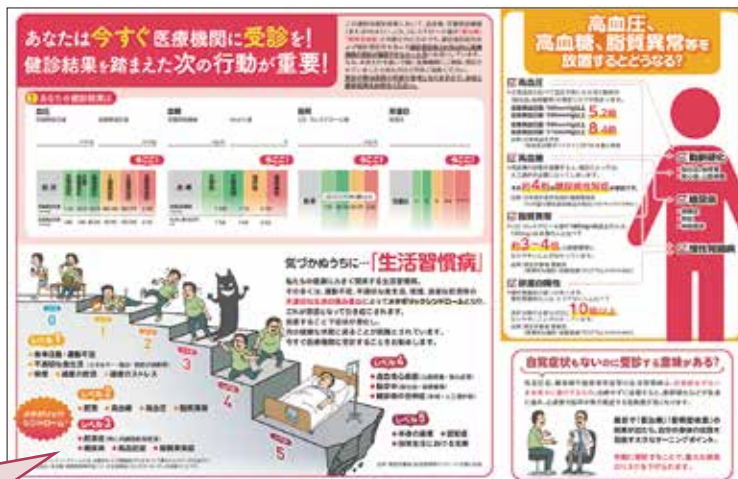
健診後のフォローで従業員の皆さまを守りましょう！

皆さまの職場には、健診結果で「要治療」や「要精密検査」の項目があったのに、医療機関へ受診せずに放置している方はいませんか？

実は**健診後の行動こそが従業員の健康を守るカギ**なのです。

協会けんぽは健診結果（血圧、血糖値、脂質）で医療機関への受診が必要と判断されながら受診していない方に、受診勧奨通知をお送りしています。

こちらの通知が届いた方は
必ず医療機関を受診してください！



事業主の皆さまへの**お願い**

健診結果から医療機関への受診が必要と判明した従業員さまへ、早めに受診するように**お声がけ**いただくとともに、受診できるよう、職場での**ご配慮**をお願いします。

通知が届いた方への**お願い**

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。生活習慣病の重症化を防ぐためにも、自覚症状の有無にかかわらず**医療機関を必ず受診**しましょう！

お声がけで**お悩みの** 事業主・ご担当者さまへ

「検査に行ってほしいが口頭では伝えにくい」「受診したか何度も声をかけるのは気が引ける」とお悩みの方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

そこでオススメしたいのが、**文書でのお知らせ**です。

北海道支部では、簡単に文書が作成できる参考様式をご用意いたしました。（右記、受診勧奨文書）

検査項目名、判定結果はプルダウンで選べるので、入力しやすくなっています！

北海道支部のホームページ内からご利用ください。

協会けんぽ北海道支部 健診後のフォロー

検索



健康診断の結果で再検査等が必要と判定された方へ

健康診断の結果で、下記のとおり判定結果が決定されました。

検査項目名	判定結果

※再検査は、検査日から1か月以内に医療機関に受診して、この結果を下記欄までにご記入ください。

再検査の受診日 令和 年 月 日(受診先:)

1. 異常なし
2. 何かあるが、このまま様子を見てよい
3. ()ヶ月後に再検査を受けてください
4. 異なる特定検査が必要
5. 治療が必要
6. 医師から治療 定期検査(継続中)

受診勧奨文書

従業員の皆さまが、健康で元気に働き続けることができるよう、
事業主さまからもお声がけ等をお願いいたします。



施術を受ける前に知っておきたい はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

はり・きゅうの場合

1 対象となる傷病であること



※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

2 医師がはり・きゅうの施術に同意していること

医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合。

※はり・きゅうの施術を受けながら、**並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合**、はり・きゅうの施術は、**健康保険の対象となりません**。

あん摩・マッサージの場合

●医師が施術に同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められる状況で、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状を改善するために、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは**健康保険の対象となりません**。



施術を受ける場合の
注意事項

1

定期的に医師の同意が必要です！

健康保険を使って継続して施術を受けるには、6ヵ月ごとに文書による同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

2

療養費支給申請書は必ず内容を確認したうえで、記入してください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。

『療養費支給申請書』には、傷病名・日数・金額などを記載していただく欄がありますので、よく確認したうえで、ご自身で記入願います。

3

領収証は必ずもらいましょう

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

同意書



療養費
支給申請書



領収証



はり・きゅう師、あん摩・マッサージ師から提出された療養費支給申請書について、適正な支払いを行うため、施術を受けた加入者さまに協会けんぽより電話または文書で、施術年月日、施術内容などを照会させていただくことがあります。照会がありましたら、必ずご自身で回答書に記入いただきますようお願いいたします。

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください

協会けんぽ はり・きゅう、あん摩・マッサージ

検索



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23-1
THE PEAK SAPPORO 3階
TEL(011) 726-0352(代表)

協会けんぽでは
マイナ保険証の利用を推進しています。

マイナ保険証での受診前にはマイナポータル
でご自身の登録情報の確認をお願いします。

詳しくはこちら

